|  |
| --- |
| **保育施設利用に関する確認票及び同意書** |
| **◎重要事項の確認となります。必ずお読みいただいた上で、すべての項目に☑をお願いします。** | **☑** |
| 1 | 申込み内容は事実と合っていますか。（就労状況や家族構成、お子さんの健康・発育上気になる点等）虚偽の申告や故意に申告しなかった場合、入所取消しや退所となることがあります。 | □ |
| 2 | 保育認定の方で65歳未満の祖父母と同居（世帯分離を問わず同一住所地に居住）している場合、その祖父母の「保育の必要性を証明する書類」を提出してください。書類がなくても申込みはできますが、その場合は入所審査において減点となります。 | □ |
| 3 | 申込みを取下げない限り、年度末（３月入所）まで入所審査を行います。申込み後入所する必要がなくなった場合は、すみやかに入所取下げ届を提出してください。 | □ |
| 4 | 入所後は、各施設の決まりを守ってご利用ください。経営理念や行事などを確認するためにも、必ず事前に見学をお願いします。 | □ |
| 5 | 申請書類については、内定施設に写しを提供します。 | □ |
| 6 | 内定後、入所前に健康診断・面接等の手続きが必要です。なお、健康診断・面接等により集団保育が難しいと判断された場合、内定取消しとなることがあります。 | □ |
| 7 | 入所決定後、０歳児～２歳児クラスのお子さんはかすみがうら市の定める利用者負担額（保育料）が生じます。市立保育所及び民間保育所は市に、認定こども園及び地域型保育事業所は各施設に納めていただきます。 | □ |
| 上記（市立及び民間保育所）の内容について滞納が生じ、納付相談がない場合、児童手当の認定等の情報を調査・確認し、支給される児童手当より滞納額を充当（特別徴収）または現金支給とし、納付相談に応じていただきます。 | □ |
| 8 | 幼児教育・保育の無償化に伴い、教育認定のすべてのお子さん及び保育認定の３歳児～５歳児クラスのお子さんは、実費負担となる給食費の支払いが生じます。市立は市に、民間は各施設に納めていただきます。 | □ |
| 上記（市立）の内容について滞納が生じた場合、児童手当の認定等の情報を調査・確認し、児童手当を現金支給とし、納付相談に応じていただきます。 | □ |
| 9 | 利用者負担額等の決定や保育の実施に必要がある場合、保護者（同世帯員や同居人を含む）の資産並びに収入の状況について、福祉事務所長が調査をし、保護者（同世帯員や同居人を含む）の雇い主その他関係人に報告を求めます。 | □ |
| 10 | 就労状況（産休・育休取得、職場の異動、転職・退職等）や世帯状況（出産、結婚、離婚等）に変更が生じた場合、入所の継続に大きくかかわりますので、すみやかに子育て支援課または利用施設に届け出てください。 | □ |
| 上記の内容等による支給認定の変更は、毎月１５日までの申請で、翌月１日からの適用となります。月の途中での変更はできません。 | □ |
| 11 | 年に１度、「現況届」及び「保育の必要性を証明する書類」の提出を求めます。保育認定の方で提出がない場合、保育の必要性がないとみなされ退所となります。 | □ |
| 12 | 保育認定の方で１か月以上連続して登園されない場合、保育の必要性がないとみなされ退所となります。また、登園されなくても在籍扱いとなり、利用者負担額等は在籍月数分納めていただきます。 | □ |
| 13 | 育児休業を満了・短縮にて入所する場合、入所月内に復職しないと退所となります。なお、この場合の復職とは実際に勤務していることをいい、有給休暇等の実際に勤務していないものは認められません。 | □ |
| 14 | 就労の要件で入所している保護者が、入所後に出産し育児休業を取得する場合、育児休業法等の法令に定められた育児休業期間を証する就労証明書を提出した場合に限り、保育短時間での継続入所が可能です。なお、法令に定められた育児休業の取得ができない方は、産後８週後すぐに復職する場合のみ継続入所が可能です。 | □ |
| 15 | 妊娠・出産の要件で入所できる期間は、出産(予定)日前６週目の属する月(多胎児妊娠の場合のみ、出産(予定)日前14週目の属する月)から、出産(予定)日後８週目の属する月までのおおよそ４か月間です。なお、就労もしくは求職の要件で申込みをした保護者で、入所月が上記期間に該当する場合や、就労の要件で入所している保護者が、出産に伴い退職された場合については、妊娠・出産の要件に変更となります。 | □ |
| 出産日が予定日よりも早まったり遅れたりした場合には、入所可能期間が変更となる可能性があります。必ず子育て支援課へ届け出てください。 | □ |
| 入所可能期間終了後は必ず退所となり、以降継続して入所を希望する場合には再度申込みが必要です。なお、申込み後は再度入所審査を行いますので、必ずしも継続入所が可能とは限りません。 | □ |
| 申込みにあたり、「保育施設利用のご案内」及び上記内容について確認及び同意します。 |
| （あて先）かすみがうら市長 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
|  | 保護者氏名 |  |  |